

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ライフエージェンシー	代表者氏名	賀好 眞治
主たる営業所の所在地	尼崎市常松1丁目3番8-834号		
許可番号	兵庫県知事(般-4) 第219355号	許可を受けている建設業の種類	建築工事業、大工工事業、 屋根工事業、タイル・れんが・ ブロック工事業、 内装仕上工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和5年1月11日	処分を行った者	兵庫県阪神南県民センター
根拠法令	建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2第1項		
処分の内容			
<p>株式会社ライフエージェンシーの役員等の所在が確知できないため、その旨を令和4年12月9日付け兵庫県公報で公告したが、公告の日から30日を経過しても当該建設業者からの申出はなかった。</p> <p>このことは、建設業法第29条の2第1項の規定に該当する。</p>			
処分の原因となった事実			
その他参考となる事項			

